

「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年 I

—綿糸紡績企業を事例とした経営史的研究（2）—

田 中 三 樹
矢 倉 伸 太 郎
福 井 正 康

はじめに

1. 問題の所在—研究史より
 - （1）「所有と支配の分離」と「経営者支配」
 - （2）「経営者企業」と「専門経営者」（以上、別稿）
2. 今回の調査研究の概要（以下、本号）
おわりに

キーワード：所有と支配の分離，経営者支配，経営者企業，専門経営者，紡績会社，株式所有構造，トップ・マネジメント，経営史

2. 今回の調査研究の概要

前節では、「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年」というテーマのもとに、われわれが過去3年間にわたって行ってきた調査研究に関して、大きな転換期に直面している日本企業の現状および企業をめぐる経営学と経営史の研究史に依拠しつつ、その意義と有効性について述べた。⁽¹⁾われわれの共同研究の目的は次の2点であった。第1は、「企業の所有・支配・経営」に関わる論点について、設立当初から大規模株式会社形態をとっていた紡績企業を対象にして、データベースを作成することであり、第2は、それをもとに経営史的研究を行うことである。本稿では、その調査の概要についての解説を行うが、それに先立って、「1 問題の所在」で記したわれわれの調査の意義と課題とを要約し、以下に示しておきたい。

（1）今回の調査研究の意義

法人格を持つ大規模株式会社は、2つの二重性、つまり所有の二重性と経営者に関する二重

（1）田中三樹・矢倉伸太郎・福井正康「「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年 I—綿糸紡績企業を事例とした経営史的研究（1）—」『経営情報研究』（福山平成大学経営学部紀要）第4号，1999年3月。

(2) 性という極めて重要な特徴を有している。この2つの二重性は、現代の日本企業のガバナンスとマネジメントにみられる特徴—その総体をここでは、「日本型経営システム」と呼んでおく—、特に次の2点に象徴的に現出しているといえよう。

(a) 企業の有力な株主は、法人であり、各法人の所有比率は大きいとはいえないが、相互持ち合いを中心とした安定株主が過半を超える株式を所有していること。

(b) 各企業の取締役は、内部昇進の専門経営者が圧倒的多数を占めており、上記(1)との関係から、代表取締役社長に大きな権限が集中され、取締役相互の監視や監査役のチェックが機能不全に陥っていること。

「日本型経営システム」に関するこれら2つの特徴は、経営学あるいは経営史の分野において、企業の「所有・支配・経営」をめぐる問題として、経営学の中心的課題を形成してきた。そして、その実質的出発点となったのが、かのバーリ＝ミーンズの著書『近代株式会社と私有財産』であったことは、異論のないところであろう。かれらは、アメリカ非金融企業上位200社の株主について、主体別ならびにその所有比率を調査した結果、そこでは支配的株主の存在しない「所有と支配の分離」という現象の進行、いわゆる「経営者支配」企業が増加していることを検証した。この研究は、個人株主中心の時期に行われたのであったが、その後、株主の機関化が進行する中で、彼らへの批判や、同一手法による研究などが排出し、多様な議論が展開されてきた。

バーリ＝ミーンズを実質的な嚆矢とする株式会社の「所有と支配」に関する研究は、日本においても戦前から実証分析が進められてきたが、本格的な研究は1930年代に始まったといえよう。大企業における株主の構成と株式所有構造の変化を歴史的にみた場合、この戦間期以降、いくつかの重要な時期を指摘できよう。すなわち、まず、戦間期においては、一方には財閥系企業にとくに顕著にみられる株主の法人化と上位株主への株式所有の集中化が生じ、他方では、⁽³⁾ 群小株主の増大といういわば株主の両極分解とも言うべき状況が生まれたことである。次に、敗戦後、GHQ（連合軍総司令部）が徹底して実施した財閥解体は、日本企業に甚大な影響を⁽⁴⁾ 及ぼした。本調査との関連からは、安定株主の消滅を意味する株式所有構造の激変、および戦時期の主要な経営者の追放によるトップ・マネジメント層の若返りであった。彼らはその経営

(2) 岩井克人『資本主義を語る』ちくま学芸文庫、1997年、第3章；同「ヒト、モノ、法人」『日本の企業システム1 企業とは何か』有斐閣、1993年；同「やさしい経済学 企業とは何か①～⑥」『日本経済新聞』1996年3月6日～12日朝刊。

(3) 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969年、430ページ。

(4) 安定株主については、次の文献を参照のこと。Paul Sheard, Interlocking Shareholdings and Corporate Governance in Japan. Masahiko Aoki & Ronald Dore (eds), *The Japanese Firm: Source of Competitive Strength*, OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1994. ポール・シェアード「株式持合いとコーポレート・ガバナンス」青木昌彦＝ドナルド・ドーア編『システムとしての日本企業』NTT出版、1995年；橋本寿朗『日本経済論』ミネルヴァ書房、1911年、161ページ；宮島英昭「安定株主」橋本寿朗・長谷川信・宮島英昭『現代日本経済』有斐閣、1998年。

権確保という観点から、法人による株式相互持合いを軸とする安定株主工作を進めることとなるのである。⁽⁵⁾つまり、1950年代からの企業の乗っ取り防止策や1960年代半ば以降の証券不況、資本自由化、1980年代後半の高株価維持策により、株式持合いを含めた法人の株式保有比率は、1980年代後半には70%を超えるに至った。⁽⁶⁾

上記のような株主の法人化や株主安定化という極めて日本的な状況下で、「企業の所有と支配」をめぐる問題については、上位株主の持株比率と所有主体別の分析という手法および時系列的方法を併用した実証的研究が行われ、現在に至るまで、論争が繰り広げられている。

支配形態に関しては、所有者である特定の株主が有する法的権限が決定的な要件となる「所有者支配」、法人の相互持合いという安定株主をバックにする「経営者支配」、そして会社間のネットワークによる「会社支配」とに大別されようが、そこでの議論は、「株主・株式の構造」と会社を代表する経営者を含めた「トップ・マネジメント組織」との関係をどのように捉えるかが、重要な課題であった。

ところで、チャンドラーは、企業がその規模を拡大していく過程の膨大な実証的研究を通じて、それまでとは全く異なった企業—異種職能と階層的経営者層（専門経営者）からなる近代企業（modern business enterprise）—の成立過程を解明した。チャンドラーの研究は、経営学や経営史研究に大きな影響を与えており、たとえば、日本の工業化と企業を対象にした経営者企業の成立とその条件、また「所有と支配の分離」との関連の究明は経営史学の大きなテーマである。すなわち、特定の支配的株主の減少ないしは消滅という事実と、専門経営者の進出というトップ・マネジメントの変化に関する研究は、多くの研究者の関心を生み、そのことは日本企業の大きな特徴である安定株主の存在を浮かび上がらせたといえよう。安定株主に関しては、とりわけ戦前の財閥系企業および戦後では株式の相互持合いに基づく企業集団に一貫してみられることが、共通の認識になっていると考えることができよう。われわれは、こういった問題を考察するにあたって、次のような方法といくつかの課題を設定し、さらに特定の産業を対象にして長期的な視点を重視したアプローチを試みることにしたい。

(2) アプローチの方法と課題

(2)－1 アプローチの方法

①企業の「所有・支配・経営」に関して、日本企業の特徴を示していると考えられるのは、

(5) 鈴木邦夫「財閥から企業集団へ」『土地制度史学』第138号、1992年。

(6) 全国証券取引協議会『株式分布状況調査 平成9年度』日本証券新聞社、平成10年8月。

(7) 戦前の財閥系企業および戦後の企業集団における安定株主の歴史的な存在については、次の研究を参照のこと。橋本寿朗・武田晴人編『日本の経済発展と企業集団』東京大学出版会、1992年；橘川武朗『日本の企業集団』有斐閣、1996年；伊丹敬之・加護野忠男・宮本又郎・米倉誠一郎編『日本の経営の生成と発展』ケースブック1 日本企業の経営行動、有斐閣、1998年、「PART 1 企業所有とコーポレート・ガバナンス」参照。

「株式所有構造」と「トップ・マネジメント組織」に関する諸問題であり、それらについてのデータベースを作成する。

- ②歴史的視点を重視し、日本の工業化の当初から現在までを対象とする。
- ③特定の産業—今回の調査では紡績産業—に焦点をあわせ、当該産業の主要企業を対象にして、経営史的分析を行う。

(2)－2 主たる課題

- ①日本企業の株主構成について、重要な論点である株主の機関化・法人化のプロセス。
- ②大株主の存在とその意味を検討するために、上位株主（トップ・テン）の構成と所有株式の数量的かつ定性的分析。
- ③安定株主についての歴史的検討。
- ④取締役会の構成。
- ⑤専門経営者の進出過程。
- ⑥専門経営者の特性。
- ⑦取締役および監査役と大株主との関係。
- ⑧財務指標との関連。

(3) 主要な用語の定義

- ①「所有」：株式の所有。
- ②「支配」：取締役の任免権。
- ③「経営」：取締役が任命した企業経営の執行責任者の行為。
- ④「所有と支配の分離」と「所有と経営の分離」：「所有」とは株式の所有であり、「支配」とは取締役の任免権の掌握に関わり、そして「経営」とは取締役が任命し、実際の企業経営の任に当たる執行責任者の行為をさすこととする。つまり、「所有と支配の分離」とは、所有に関わらない（支配的株主ではない）取締役が、その任免権を持つことであり、「所有と経営の分離」とは、経営の執行責任者が支配的株主ではない、ということとなる。
- ⑤「トップ・マネジメント」：取締役会の全メンバー（相談役を含む）。
トップ・マネジメントには、受託管理職能と全般管理職能とがあり、前者は取締役会が所有者である株主から会社の管理・運営を受託し、経営の目標・政策・戦略などの基本方針を決定し、全般管理者を評価し、監視する。後者は、取締役の決定した基本方針に基づいて、経営担当役員（会長、副会長、社長、専務、常務など）が実際の経営を担当する。
- ⑥「大株主」：トップ・テン株主。
- ⑦「経営者」：取締役と経営執行責任者。
- ⑧「専門経営者」：以下に示す森川の定義を参照することとする。⁽⁸⁾

(1) 特定企業の経営に初めて参加する段階において、その企業の大株主（所有者）であって

はならない。

(2)取締役もしくはそれに相当する地位について、その企業の最高意思決定に当たらなければならない(監査役は除く)。

(3)その企業の経営に専念しなければならない。

⑨「安定株主」：株式の相互持合いは、安定株主となるが、安定株主は相互持合いにとどまるものではなく、もちろん法人に限らない。

(4)対象とする産業と企業の選定

(4)－1 産業の選定

「企業の所有と支配」そして「経営者企業の成立」という、経営学と経営史の分野で重要な研究対象となってきた課題に関して、われわれは今回、今日の日本企業が抱えている問題と先の両分野の研究史から、既述のような研究課題を設定した。

上記の課題を検討するためにまず、(1)「株主の構成と株式の所有構造」および「トップ・マネジメント組織の構成」に関するデータ・ベースの作成に着手した。対象とする産業として、綿糸紡績業を選定したが、それは次の理由による。

明治維新を経て、日本は近代国家の建設に踏み出したのであるが、明治前期には政府の富国強兵や殖産興業といったスローガンや政策が重要な意義と役割を果たす中で、紡績業は民間中心に当初から大規模株式会社形態をとってスタートすることとなった。大阪紡績の成功は大きな意味を持った。その後、紡績業は工業化の出発点である産業革命を主導し、すでに百年を超える歴史を有する企業が排出している⁽⁹⁾。

その後、20世紀初頭には、世界を制覇していたイギリスを凌駕するが、戦時期には平和産業として事業活動を大きく制約され、敗戦を迎えることとなる。戦後は、外貨獲得産業として再び日本経済の復興に寄与するが、産業構造の高度化と共に、構造不況業種として厳しい合理化

(8) 森川英正「明治期における専門経営者の進出過程」『ビジネス・レビュー』第21巻第2号、1973年、12ページ；同『日本経営史』日経文庫、1981年、20-22ページ；同「なぜ経営者企業が発展するのか？」同編『経営者企業の時代』有斐閣、1991年、13-14ページ。

(9) 例えば、経営史学会関西部会では、「紡績経営の百年—東洋紡・鐘紡・クラボウのケース—」と題して、シンポジウムを開催した(平成元年8月1日)。

問題提起		宮本又郎(大阪大学)
(1)東洋紡のケース	報告者	阿部武司(大阪大学)
		村上義幸(豊科フィルム)
(2)鐘紡のケース		矢倉伸太郎(神戸大学)
		山田毅一(鐘紡株)
(3)クラボウのケース		田中三樹(甲子園大学)
		大津寄勝典(中国短期大学)
総括		宮本又郎(大阪大学)
パネルディスカッション	司会	石川健次郎(同志社大学)

を実行しつつ多角化を追求し、浮沈を繰り返しながら激動の半世紀を乗り切ってきた。紡績業の百年はまさしく日本の工業化の歴史そのものであり、歴史分野の関心はもとより、戦略的な視点からも多くの素材を提供するものといえよう。

ところで、紡績会社や保険、鉄道会社といった当初から株式会社形態をとっていた有力企業が工業化の重要な牽引役を果たしたという側面と共に、日本の戦前期には、いわゆる財閥とよばれる家族企業集団がもう一方の旗頭としての存在を示してきた。財閥については、個人企業から財閥へ、またコンツェルンへの展開についての充実した研究が存在する。われわれの調査のテーマである「企業の所有・支配・経営」という観点からすれば、財閥系企業には、財閥家族や持株会社への所有の集中もしくは安定株主が長期にわたって存在したこと、またその存在下に、専門経営者が早期に進出したという研究成果との関連が重要である。

また、戦後については財閥系や都市銀行を中心とする企業集団との比較という点から、紡績会社の「株式所有構造」と「トップ・マネジメント組織」の研究は一定の意義を有するものと思われる。

以下においては、われわれの調査研究に関して、対象企業の選定からデータの入力、そしてアウトプットの様式に至るまで、その全体像を示しておくこととする。なお、今回作成した「データベース」については、すでにその概要を発表している⁽¹⁰⁾。そこでは、経営データのコンピュータ処理に関する技術的な解説が中心となっているが、本報告では、われわれの調査研究の課題と方法に関連させつつ解説を行うこととするが、一部重複するところがあることを、あらかじめお断りしておきたい。

(4)－2 戦前期の対象企業の選定

戦前期については、次のような基準に基づいて対象企業の選定を行った。われわれは以前に別の課題の検討⁽¹¹⁾に際して、主要紡績企業の選定を行ったことがある。今回の調査でも、ほぼそれに従うこととした。すなわち、大日本紡績联合会編『綿糸紡績事情参考書 昭和十五年上半期第七十五次』を資料として用い、各社の生産設備（リング、ミュール、撚糸、そして織機）を錘数に換算（換算錘数＝リング＋ミュール×2/3＋撚糸×1/3＋織機×15）し、昭和15年時点の

(10) 福井正康・田中三樹・矢倉伸太郎「『所有・支配・経営』からみた日本企業の百年 II—紡績経営データベースシステムの構築—」『経営情報研究』（福山平成大学経営学部紀要）第4号，1999年3月。

(11) われわれは、今回と同じメンバーで、1993年度および1994年度の2年間、「わが国綿紡績企業経営の統計的研究—明治～昭和前期主要企業を事例として—」というテーマで共同研究を行った。そこでは、戦前期紡績会社の主要製品を中心にしたデータベース（綿糸の製品種類別および番手別生産高）を作成した。この研究は、先の両年度に文部省科学研究費・一般研究(B)の交付を受けた。この調査研究については、次を参照されたい。田中三樹『わが国綿紡績企業経営の統計的研究—明治～昭和戦前期主要企業を事例として』平成6年度科学研究費研究成果報告書 課題番号05451107，1995年。福井正康・田中三樹・矢倉伸太郎「わが国戦前の綿紡績データベースシステムの構築」『経営情報研究』（福山平成大学経営学部紀要）第2号，1997年3月。

「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年 I

上位10社を選択した。主要企業10社とは以下の通りである。なお、会社名の冒頭に付された番号は、データベース作成時に用いた会社番号である（以下同じ）。

- (4)鐘淵紡績 (5)倉敷紡績 (8)福島紡績 (9)岸和田紡績 (14)富士瓦斯紡績
 (15)日清紡績 (16)東洋紡績 (17)大日本紡績 (18)錦華紡績 (19)呉羽紡績

さらに、これら10社と系譜上関連を有する重要企業を加え、最終的には19社となった。追加された9社は、次の通りである。

- (1)大阪紡績 (2)三重紡績 (3)東京紡績 (6)摂津紡績 (7)尼崎紡績
 (10)日本紡績 (11)富士紡績 (12)東京瓦斯紡績 (13)大阪合同紡績

(4)－3 戦後期の対象企業の選定

紡績業は、戦時期に政府の意向により整理統合され、1941年には紡績加盟76社が14ブロックにまとめられた。そして最終的には1943年に100万錠を単位とする10大紡が成立した。すなわち、東洋紡績、鐘淵紡績、大日本紡績、敷島紡績、倉敷紡績、富士瓦斯紡績、日清紡績、大和紡績、

表1 戦前・戦後：調査対象企業一覧表

戦後企業名	戦前企業名	創設年次	合併年次・会社（番号）
(4)鐘淵紡績	鐘淵紡績	明治20年5月	
(5)倉敷紡績	倉敷紡績	明治21年3月	
(15)日清紡績	日清紡績	明治40年1月	
(16)東洋紡績	東洋紡績	大正3年6月	
(20)ユニチカ	(1)大阪紡績	明治15年5月	大正3年6月 (16)
	(2)三重紡績	明治15年6月	大正3年6月 (16)
	(13)大阪合同紡績	明治33年1月	昭和6年3月 (16)
	(19)呉羽紡績	昭和4年7月	昭和41年4月 (16)
			昭和44年10月
	(3)東京紡績	明治20年4月	大正3年8月 (6)
	(6)摂津紡績	明治22年4月	大正7年6月 (17)
	(7)尼崎紡績	明治22年6月	大正7年6月 (17)
	(9)岸和田紡績	明治25年11月	昭和16年7月 (17)
	(10)日本紡績	明治26年2月	大正5年2月 (6)
(21)大和紡績	(17)大日本紡績	大正7年6月	昭和39年4月 *a)
		昭和21年6月	
(22)敷島紡績	(18)錦華紡績	大正15年3月	
		昭和19年3月	昭和19年3月 (22)
(23)富士紡績	(8)福島紡績	明治25年8月	
		昭和20年12月	
	(11)富士紡績	明治29年2月	明治39年7月 (14)
	(12)東京瓦斯紡績	明治29年2月	明治39年7月 (14)
	(14)富士瓦斯紡績	明治39年9月	明治39年7月 (14)

(出所) 矢倉伸太郎・生島芳郎編『主要企業の系譜図』雄松堂出版、1986年、など。

(注) 1) *a) 昭和39年4月に「ニチポー」と名称変更。本調査では、「ニチポー」の名称は使用せず、「大日本紡績」のままとした。

2) 会社名の冒頭に付された番号は、データベース作成時に用いた会社番号である。

呉羽紡績，および日東紡績の10社である。これらの内，戦前期との関連を考慮し，今回の調査では戦後期については，次の8社を選定した。

- (4)鐘淵紡績 (5)倉敷紡績 (15)日清紡績 (16)東洋紡績
(20)ユニチカ (21)大和紡績 (22)敷島紡績 (23)富士紡績

これらの戦前期および戦後期の対象企業は，表1に示されている。

(5) データ・ソースと入力年次

(5)－1 データ・ソース

本調査の課題である「株主構成と株式の所有構造」そして「トップ・マネジメント組織」に関する戦前期の基礎的データは，各社の『営業報告書』，『考課状』および『株主名簿』を中心に，各社の『社史』，経営者などの『伝記』といった関連文献で補足することで充実を図った。

『営業報告書』は年2回（上期と下期）公刊されているが，『株主名簿』は全ての年次に公刊されているわけではない。ただ，重要なデータが収集できなかった。すなわち，各社のトップ・マネジメントと上位株主の個人情報のほとんどが未収集のまま残されることとなった。この点は，今後に残された重要な作業である。

戦後については，われわれが必要とするデータをほぼ網羅している『有価証券報告書』を資料として用い，『社史』等で補足した。

(5)－2 各社のデータ入力年次の決定

a) 戦前期

先に示した戦前期の19社については，各社のデータの残存状況にそれぞれ違いがあるため，統一した基準による収集は不可能であった。⁽¹²⁾ 戦前期の入力年次の決定に際しては，次のような原則を設けた。調査対象とした全ての紡績会社について，データの存在する最も古い年次を基準にして，以後隔年毎に「上期」もしくは「下期」いずれかの入力を行う。該当年次のデータが欠けている場合には，その前後の年次で代替することとした。

従って，各社ごとに収集年次が異なる結果となった。ただし，データ収集の共通年次を設定し，各社の比較が可能な状況をつくっておくこととした。これらの共通年次を設定するについては，過去の研究との比較⁽¹³⁾および今回のデータ収集状況とから次のように決定した。

- (1) 1898 (明治31) 年 (2) 1905 (明治38) 年 (3) 1913 (大正2) 年

(12) 今回のデータ収集については，主として神戸大学経済経営研究所・文献分析センター所蔵の資料に依拠した。『営業報告書』や『株主名簿』は勿論のこと，その他の関連資料の閲覧ならびに利用等については，文献センターの皆様により，大変お世話になりました。とりわけ，関口秀子先生には多大の便宜をありがとうございました。記して感謝申し上げます。

(13) 主として以下の文献を参照した。山口和雄「明治31年前後紡績会社の株主について」『経営論集』（明治大学）第15巻第2号，1967年；同編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』東京大学出版会，1970年；前掲『日本資本市場分析』；前掲『日本経営史』。

表2-1 戦前期・紡績各社のデータ入力年次一覧表

	大阪 M16-T3	三重 M15-T3	東京 M20-T3	鐘淵 M20-S19	倉敷 M21-	摂津 M22-T7	尼崎 M22-T7	福島 M26-S19	岸和田 M25-S16	日本 M26-T5	富士 M29-39	東京瓦斯 M29-39	大阪合同 M33-S6	富士瓦斯 M39-S20	日清 M40-	東洋 T3-	大日本 T7-	錦華 T15-S16	呉羽 S4-19	
明治16年	下																			
17																				
18	下																			
19		下																		
20	下																			
21	下																			
22	下																			
23		下	上	上																
24	下																			
25		下		上	上															
26	下																			
27	下	下																		
28	下	下			上		下													
29		下			上															
30	下		上				下													
31		下	上		上		下			上										
32	下																			
33		下	上		上		上				下									
34	下						下													
35		下	上							上										
36	下				上		下						上							
37		下	上		上							下	上							
38	下		上		上		下			上		下	上							
39		下	上		上		上			上		下		下						
40	下						下						上		上					
41		下	上		上					上				下						
42	下						下						上							
43		下	上		上					上				下						
44	下						下						上							
45			上		上					上				下						

(注) 各社『営業報告書』および『株主名簿』より作成。「上」は、各年次の「上期」を、「下」は「下期」を示す。また、Mは明治、Tは大正、Sは昭和を示す。

表2-2 戦前期・紡績各社のデータ入力年次一覧表

	大阪 M16-T3	三重 M15-T3	東京 M20-T3	鐘淵 M20-S19	倉敷 M21-	摂津 M22-T7	尼崎 M22-T7	福島 M26-S19	岸和田 M25-S16	日本 M26-T5	富士 M29-39	東京瓦斯 M29-39	大阪合同 M33-S6	富士瓦斯 M39-S20	日清 M40-	東洋 T3-	大日本 T7-	錦華 T15-S16	呉羽 S4-19
大正2年	下	下	上	上	上	上	上	下	上	上			上	上	上				
3		下	上	上	上	上	上	下	上	上			上	下	上	下			
4										下			上		上				
5				上	上	上	上	上	上	下			下	下	上	下			
6				上		下	下	下					上		上				
7			上	上	上			上	上				上		上	下	上		
8			上	上	上		下	上	上				上	上	上	上	上		
9			上	上	上		上	上	上				上	下	上	下	下		
10							下	下					上	上					
11			上	上	上								上		上	下	上		
12					上		下	下					上	上	上	下	上		
13			上	上				下	下				上	下	上	下	上		
14					上		下	下					上	上		下			
15			上	上	上			上	上				上	上	上	下	上	上	
昭和2年					上			下					上	上	上	上	上		
3			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
4			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
5			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
6			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
7			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
8			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
9			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
10			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
11			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
12			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
13			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
14					上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
15			上	上	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
16				下	上		下	下	上				上	上	上	下	上	上	下
17					上				上				上	上	上	下	上	上	下
18			上	上	上		上		上				上	上	上	下	上	上	下

(注) 表2-1に同じ。

(4) 1919 (大正8)年 (5) 1930 (昭和5)年 (6) 1936 (昭和11)年
なお、各社の入力年次は、表2-1と表2-2に示された通りである。

b) 戦後期

戦後については、対象とした8社全てについて『有価証券報告書』を資料として用い、各社共に1950年を起点として、1998年まで隔年毎に入力した。

(6) 各社の入力データについて

(6)-1 「株主データ」について

(6)-1-1 上位株主の構成(個人・法人)と所有株式

株主と持株数の検討については、既述のように「支配的株主(大株主)」を明らかにする所有主体別の分析および「その持株数・比率」については、最大所有者を含めた持株比率分析という手法が用いられてきた。大株主をどのように考えるかは困難な問題であり、総株式数の1%とみなす考えや、上位10名もしくは20名といった指標⁽¹⁴⁾がとられてきた。われわれの調査では、大株主として、各紡績会社のトップ・テンにはいる株主を中心にして検討することとし、数量的分析と共に、特に戦前期においては上位株主の定性的分析を重視することとした。

ところで、今回の調査では、戦前期に関して株主全体を示す指標のうち、データ化できたのは、各社・各年次の総発行株式数と総株主数である。各社・各年次について全ての株主を調査すること、すなわち、全株主を所有株式数別ならびに主体別に分類し、株主全体の動向を時系列的に検討することはできなかった。そして、大株主の現職などの職歴を調査し、当該企業との関係を一層明確なものにすることも必要な作業と思われるが、それらのデータ化については、今後の課題である。

企業規模の拡大化は、株主の増大と所有の分散を引き起こすが、そのことは株主構成については個人株主の増加と地域的広がりにつながり、さらに株式の所有主体に関しては、機関化・法人化を伴うこととなる。こういった株主の法人化と地域的分布という興味ある問題については、今回は大株主の「個人・法人の区分」と「出身地」としてデータ化することで、一定の評価を下すことができよう。特に、株主の法人化に関しては、すでに志村の研究によって戦間期⁽¹⁵⁾に株主の法人化が進展したことが明らかにされており、その背景には財閥本社の持株会社化や財閥系企業の株式会社化という「法人成り」が顕著にみられた。いわゆる財閥のコンツェルン⁽¹⁶⁾化であり、財閥家族や本社が安定株主として機能したのであった。当時世界を舞台にしていた

(14) 前掲「なぜ経営者企業が発展するのか?」13-14ページ；小松章『企業の論理』三嶺書房、1983年、第5章；三戸公・正木久司・晴山英夫『大企業における所有と支配』未来社、1973年；三戸浩『日本大企業の所有構造』文眞堂、昭和53年；同「日本大企業の所有構造の変容」『横浜経営研究』第14巻第1号、1993年；宮崎義一『「経営者支配」再考』『経済研究』第30巻第3号、1979年；正木久司「戦後における株式会社の所有と支配」『同志社商学』第21巻第1号、1969年。

(15) 前掲『日本資本市場分析』第7章。

図1 トップ・テン株主の個人・法人別と株主情報

会社名	倉敷紡績	5
株主コード	510052	
株主名	大原孝四郎	
フリガナ	オオハラコシロウ	
法人:0/個人:1	1	
住所	岡山	
[前職社名]		
[前職肩書き]		

会社名・会社コード：「表1」参照。

株主コード：株主別に個別の番号を付与。

株主名：個人については、フル・ネーム、会社についても同様とした。

法人・個人の区分：法人は「0」、個人は「1」として区分した。

住所：都道府県名を示した。

前職社名：複数ある場合は、入社年次に最も近い時点の会社名。

前職肩書き：入社直前の肩書き。

日本を代表する産業であった紡績業では、株主の法人化や安定株主の問題はどのように理解すればよいのか。すなわち、このことは、特に戦前期における個人大株主と安定株主との関係、あるいはその後生じた所有の法人化の意味を問うことである。

紡績会社が、明治期の会社創成期に、有力な個人株主が中心となって大株主の地位を占めていた状況から、どのようなプロセスを辿って株主の法人化へと進んでいくことになったのか、これらの検討はわれわれの重要な課題の1つである。そのためには、大株主の個人情報に充実させることが必要である。

以上を示したデータ項目の詳細は、「図1」および「図2」の通りである。

(6)ー1ー2 株主の主体別構成と持株数

(6)ー1ー1で述べたように、株主は個人と法人として区分されるが、戦後については、「株主の主体別」のデータが入手可能である。すなわち、法人をさらに「金融機関」、「証券会社」、そして「その他法人」に細分化すると共に、政府や外国人株主の動向にも配慮した。わが国現

(16) 多数の文献があるが、当面次を参照。岡崎哲二「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』シリーズ現代経済研究6、日本経済新聞社、1993年；武田晴人「大企業の構造と財閥」由井常彦・大東英祐編『大企業時代の到来』日本経営史3、岩波書店、1995年；武田晴人「資本蓄積(3)財閥」『日本帝国主義史1 第一次大戦期』東京大学出版会、1985年；武田晴人「資本蓄積(3)独占資本」『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』東京大学出版会、1987年；前掲『日本の企業集団』第3章。

図2 トップ・テン株主名と持株数

会社名	倉敷紡績	5
年度	1890	
期	上期	
株主コード	510052	大原孝四郎
所有株式数		335

会社名・会社コード：「表1」参照。

年度：当該調査年次。

期：「上期」もしくは「下期」。

株主コード：「図1」に同じ。

所有株式数：実数を入力。

図3 主体別株主数と持株数

会社名:	倉敷紡績	5
年度	1997	
期	通年	
全従業員数		2361

株主数		所有株式数	
国内個人	25514	国内個人	82269000
外国個人	10	外国個人	20000
政府	1	政府	7000
金融	77	金融	126740000
証券	99	証券	1921000
他法人	413	他法人	33688000
外国法人	122	外国法人	21862000
株主総数	26236	株式総数	266507000
株主検算	26236	株式検算	266507000

会社名・会社コード：「表1」参照。

年度：当該調査年次。

期：「上期」もしくは「下期」。

全従業員：

主体別株主数 : 法人 (政府+金融+証券+その他法人+外国法人) および個人
 主体別持株数 : 上記主体別株主の持株数

代株式会社における「株式所有構造」の特徴は、(a)上場企業では、法人が総株式数の約3分の2を所有していること、(b)個別企業では、法人個々の所有比率は概して大きくないこと、(c)有力企業は相互に株式を持ち合っており、いわゆる安定株主化していることなどである。最新のデータによれば、平成9年度における主な所有者を株式の単位ベースでみると、金融機関40.2% (長銀・都銀・地銀14.6%, 信託銀行11.1%, 生命保険10.2%, 損害保険3.3%), 事業法人24.1%, 個人24.6%, そして外国人9.8%であった。戦後半世紀における主体別株主構成と主体別所有比率の動向、ならびに相互持ち合いの状況調査を行うことにより、紡績業の個人株主と法人株主の関係、株主法人化の特徴、さらには安定株主の形成過程などを明らかにすることができよう。

戦前期については、各社の『株主名簿』から全株主を主体別かつ保有株式数により階層化することが必要であるが、今後の課題である。株主の主体別の項目は、「図3」の通りである。

(6) - 2 「トップ・マネジメントのデータ」について

(6) - 2 - 1 トップ・マネジメント組織

われわれは、今回の調査に当たって、「トップ・マネジメント」とは取締役を指すと定義した⁽¹⁸⁾。ただし、監査役については、平成5年に商法の改正が実施され、「社外監査役」についての規定

図4 「役職名の区分」

役職コード	役職名
1	代表取締役会長
2	取締役会長
3	代表取締役社長
4	取締役社長
5	代表取締役副社長
6	取締役副社長
7	代表取締役専務
8	専務取締役
9	代表取締役常務
10	常務取締役
11	代表取締役
12	取締役
13	代表取締役監査役
14	監査役
15	代表取締役相談役
16	相談役

(17) 前掲『株式分布状況調査 平成9年度』。

(18) トップ・マネジメントをどのように定義するかは、各自の課題の設定に関わっており、多様な意味で用いられている。例えば、次の実証研究を参照。伊丹敬之「戦後日本のトップ・マネジメント」『高度成長を超えて日本経営史 5』岩波書店、1995年、96-97ページ；森田克徳「専門経営者のトップ・マネジメントへの進出と株式所有の分散—わが国百貨店企業11社の事例研究」『経営史学』第31巻第2号、1996年、66ページ；石井耕「日本企業の社長選任」『北海道教育大学紀要』第45巻第1号、平成6年、37ページ。また、ここで用いている「役員」という用語は、取締役と監査役の双方を指すものとする。

が定められたこと、また今後の課題としているガバナンス問題との関係も考慮して、入力データに加えることとした。

ところで、日本企業のトップ・マネジメントに関して、しばしば指摘されることは、本来異なる職能である「受託管理職能」（取締役が担当）と「全般管理職能」（上級管理職が担当）との境界が不分明になっている点である。例えば、取締役会の階層化が進み、会長や相談役といったポストが存在し、代表権を有している場合もみられるし、取締役会とは別に「常務会」を設置している企業も多い。われわれはこういった現状を考慮し、トップ・マネジメントの構成やその階層化のプロセスを長期的視点から観察するために、その情報をデータ化するに際しては、図4のような区分を設けることとした。

そして、トップ・マネジメントに関する入力項目としては、入社前と入社後に分けてデータ化した。すなわち、調査当該年次での肩書、持株数、他社の役員兼任状況といった情報を「図

図5 トップ・マネジメントと社内情報

会社名	倉敷紡績	5
年度	1965	
期名	下期	
役員コード	500002	三木 哲持
役職名	代表取締役会長	
社内:0/社外:1	0	
社外所属	(株)倉敷国際ホテル(取締役)	
常勤:0/非常勤:1	1	
所有株式数	39500	

取締役・監査役名と社内情報

- 会社名・会社コード：「表1」参照。
- 年度：当該調査年次。
- 期：「上期」もしくは「下期」。
- 役員コード・氏名：「図1」に同じ。
- 役職名：代表取締役会長以下、15に区分。
- 社内・社外の区分：(6)－2－3参照。
- 社外所属：(6)－2－3参照。
- 常勤・非常勤の区分：(6)－2－3参照。
- 所有株式数：実数を入力。

図6 トップ・マネジメントと個人・入社以前情報

会社名	倉敷紡績	5
役員コード	500018	
役員名	大原 総一郎	
フリガナ	オハラ ソウイチロウ	
生年月日[1954/06/24]	1909/07/29	
事務:0/技術:1	0	
入社年次	1941	
入社時肩書き	取締役社長	
[前職社名]	倉敷レイヨン株式会社	
[前職肩書き]	取締役社長	
天下り無:0/有:1	0	
出身校	東京大学	
出身学部	経済学部	
卒業年次	1932	

取締役・監査役名と個人・入社以前情報

会社名・会社コード : 「表1」参照。

事務系・技術系の区分: 最終学歴: 大学は学部, 高等学校は明白な場合に区分。

入社時肩書き :

天下りの有無 : 入社以前にいかなる肩書きであれ在職経験のある場合。

出身校 : 最終学歴。

出身学部 :

卒業年次 :

5」の形式で, また, 役員の個人情報と会社間での移動の経験がある場合には, 前職, そこの肩書を「図6」のように入力した。

(6)ー2ー2 取締役会の構成

本調査の主要論点の一つは, 専門経営者の問題である。現代企業の中にも有力な家族企業が存在することは明白な事実であるが, 工業化のプロセスという長期的な観点からすれば, 家族企業から経営者企業へという大きな流れを確認することができよう。別言すれば, この過程は専門経営者の進出として理解されているところである。近代企業の成立を解明するキ・ワードである専門経営者については, 先に指摘したように森川の研究が存在するし, 本稿でもその定義を参照し個別研究を進めることとなる。

取締役会の構成を観察することは, 専門経営者がトップ・マネジメントに進出していくプロセスを検討しようとする事, すなわち, 専門経営者と大株主経営者との関係如何を問うため

のものである。両者の判別は所有株式数を1つの材料とし、職歴などを加味して総合的に行うことが重要である。さらには、安定株主の存在という観点からは、財閥系企業に関して指摘されている、「所有の封じ込め」とか「制約された所有」⁽¹⁹⁾といわれる状況下における専門経営者の進出という問題との関連を検討することでもある。すなわち、森川・安部論争⁽²⁰⁾を契機として再び議論されるようになってきた所有の分散と専門経営者の進出の因果関係について、われわれは安定株主という視点を加えて、戦前期非財閥系企業を事例として、再検討を試みることにしたい。さらに、各企業に形成される組織の変遷を跡付けることにより、経営階層組織の成立、株式所有の分散、そして専門経営者の進出についても、先の論争に対して一定の見通しを立てることができるのではないかと考えている。

「トップ・マネジメント組織」に関する項目のデータ化に際しては、「社内」と「社外」および「常勤」と「非常勤」の区別をつけることを試みた。このことは重要であるが、困難を伴うことでもあり、特に、問題は戦前期であった。主たる資料である『営業報告書』には、もちろんその旨の記述はないので、個人情報収集して慎重に判断せざるを得ないこととなるが、役員個人情報は大株主の場合と同様に、今後データベースの充実を図るために残された重要な作業である。

戦後期のデータソースは、『有価証券報告書』である。そこに、「社内か社外か」および「常勤か非常勤か」の区別が記載されている場合があり、そうではない場合も職歴から判断することが比較的容易である。かくして、役員個人情報—生年月日、最終学歴、卒業年次、入社年次など—のデータ化を行うことに加えて、「社内」と「社外」の区別および「常勤」と「非常勤」の識別を行った。また、先に指摘したように平成5年に「社外監査役」の規定が設けられた。従って、トップ・マネジメントに監査役を加えたデータの入力に際しては、便宜的に次のような処置を講ずることとした。

(6) - 2 - 3 役員「社内・社外」と「常勤・非常勤」の区分

I. 取締役の場合

取締役について、「社内・社外」の区分は、『有価証券報告書』には記載されていないが、ほとんど全ては「社内」であると考えてよい。当研究では、取締役の「社外・社内」に関して、(1)特別の記述がある場合、(2)同系列、グループ、と集団以外の組織に所属していることが明白な場合を除いて、「社内」所属とした。

ただし、「社内取締役」であって、同系列、グループ及び集団などの他の組織に所属し、役員

(19) 前掲『日本の企業集団』92ページ、118ページ。

(20) この点については、次の論考を参照されたい。安部悦生「チャンドラー・モデルと森川英正氏の経営者企業論」『経営史学』第28巻第4号、1994年；森川英正「株式所有の分散と経営者企業論—安部悦生氏の批判にこたえて」『慶應経営論集』第12巻第3号、1995年；前掲『トップ・マネジメントの経営史』16-19ページ。

表3 取締役の「社内・社外」および「常勤・非常勤」処理

具体的なケース	処理方法：「社内か社外か」 「常勤か非常勤か」
(1)当該企業の他に所属先がない場合。	「社内」・「常勤」。
(2)当該企業の他に所属先がある場合。 1)他社の取締役以上を兼務（現任）している場合。 2)他社の取締役以上を兼務（現任）しているが、 現任表示がない場合。	「社内」・「非常勤」処理し、所属先を記載する。 「社内」・「常勤」・「所属先空欄」。
(3)「非常勤取締役」と明記の場合。	「社内」・「非常勤」処理し、「所属」欄に「当社 非常勤取締役」と記載。
(4)略歴から、「社外」と判断する場合。	「社外」・「非常勤」処理し、「所属」欄に「当社 非常勤取締役」と記載。

を兼務している場合は、当該企業以外にも所属先があること、つまり2つの組織で役員を兼務していることを示すために、便宜的に「非常勤」として処理し、「所属先」（複数ある場合は肩書き上位の組織名と役職名）を記載した。それらは、表3に示されている。

例えば、表3の(4)に関しては、役員就任以前に当該企業に入社の経歴が無く、現所属企業が同系列・グループ・集団ではないと判断される場合である。

II. 監査役の場合

(1) 商法改正（1993（平成5年））以後

監査役に関しては、平成5年に商法が改正され、「社外監査役」の規定が設けられた。『有価証券報告書』にも「社外監査役」は明記されており、この改正を入力に反映させるため、表4

表4 『有価証券報告書』の「社内・社外」および「常勤・非常勤」処理

1)社外監査役 具体的なケース イ) 社外所属がある場合。 ロ) 社外所属がない場合。	処理方法 「社外」・「常勤」・「所属先」とし、所属先が複数ある場合は、最新の所属先を入力。 「社外」・「非常勤」・「所属先空欄」。
2)社内監査役	1)以外は「社内」処理。

表5 『有価証券報告書』の「常勤」表示の処理

イ) 「常勤」表示がある場合。	「社内」・「常勤」処理。
ロ) 「常勤」表示がない場合。	「社内」・「非常勤」処理。
ハ) 社外に所属先がある場合。	「社内」処理して、社外の所属先（複数の場合は最新の所属先）を入力。

「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年 I

および表5のような処理を行った。

(2) 商法改正(1993(平成5年))以前

「社外監査役」の規定がないので、「社内監査役」として処理するが、『有価証券報告書』に監査役の「常勤・非常勤」と「常任監査役」表示がある場合には、以下のように処理した。

表6 『有価証券報告書』の「常勤・非常勤」と「常任監査役」の処理

具体的なケース	処理方法
1-1)「常勤」表示がある場合。 イ) 社外に所属がある場合。 ロ) 社外に所属がない場合。	「社内」・「常勤」・「社外所属先」とし、所属先が複数ある場合は、最新の所属先を入力。 「社内」・「常勤」・「社外所属先空欄」。
1-2)上記以外は、「非常勤」 イ) 社外に所属がある場合。 ロ) 社外に所属がない場合。	「社内」・「非常勤」・「社外所属先」とし、所属先が複数ある場合は、最新の所属先を入力。 「社内」・「非常勤」・「社外所属先空欄」。
2)「常任監査役」表示がある場合。 イ) 社外に所属がある場合。 ロ) 社外に所属がない場合。	「社内」・「常勤」とし、「社外所属先欄」には、所属先が複数ある場合は、最新の所属先を入力し、さらに「常任監査役」と入力する。 「社内」・「常勤」とし、「社外所属先」は空欄とし、同欄に「常任監査役」と入力する。

(3) 「社内・社外」および「常勤・非常勤」表示の無い場合

会社によって多少異なるが、昭和59年以前には、「常任監査役」の表示が付されている場合がある。この場合には、「社内監査役」として処理した。

表7 『有価証券報告書』の「常任監査役」の処理

具体的なケース	処理方法
1)当該会社以外に所属先がある場合。	「社内」・「非常勤」とし、「社外所属先」には、所属先が複数ある場合は、最新の所属先を入力する。
2)現在当該会社以外に所属先がない場合。 イ) 過去にはあった場合。 ロ) 過去にもない場合。	「社内」・「非常勤」とし、「社外所属先」には、所属先が複数ある場合には、最新の所属先を入力する。 「社内」・「常勤」とし、「社外所属先空欄」。

(7) アウトプットについて

アウトプットに関しては、その内容は多岐にわたっており、今後も必要に応じて作成していく予定である。ここでは、その概要を述べることに代わって、現時点におけるその全体像を以下に図7～図11として示しておくことにしたい。⁽²¹⁾

(21) この点については、前掲「所有・支配・経営」からみた日本企業の百年II—紡績経営データベースシステムの構築—を参照されたい。

図7 「株主主体別アウトプット」

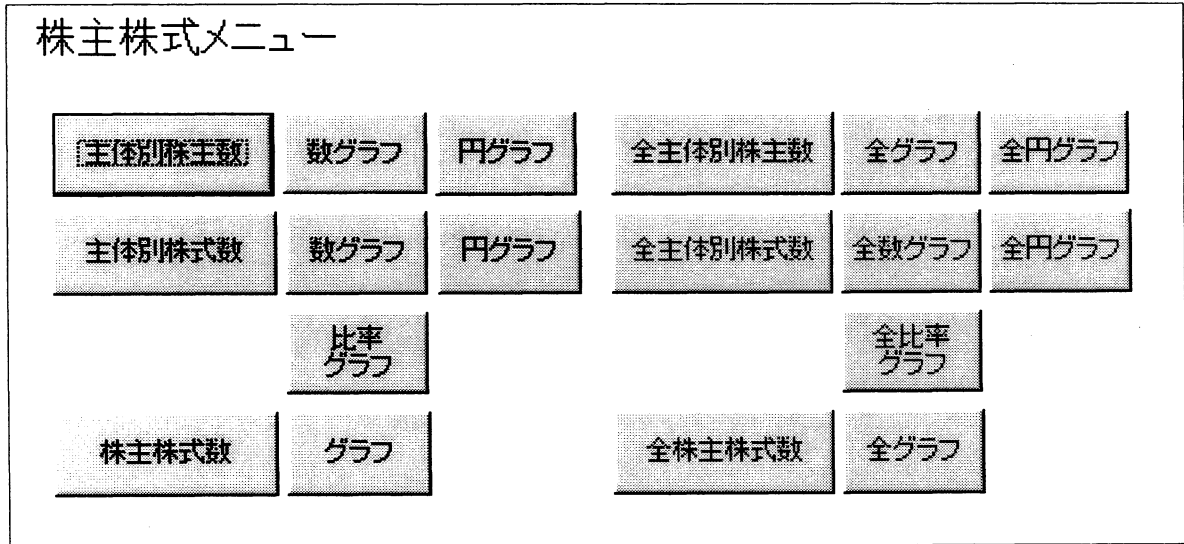


図8 「トップテン株主関連アウトプット」

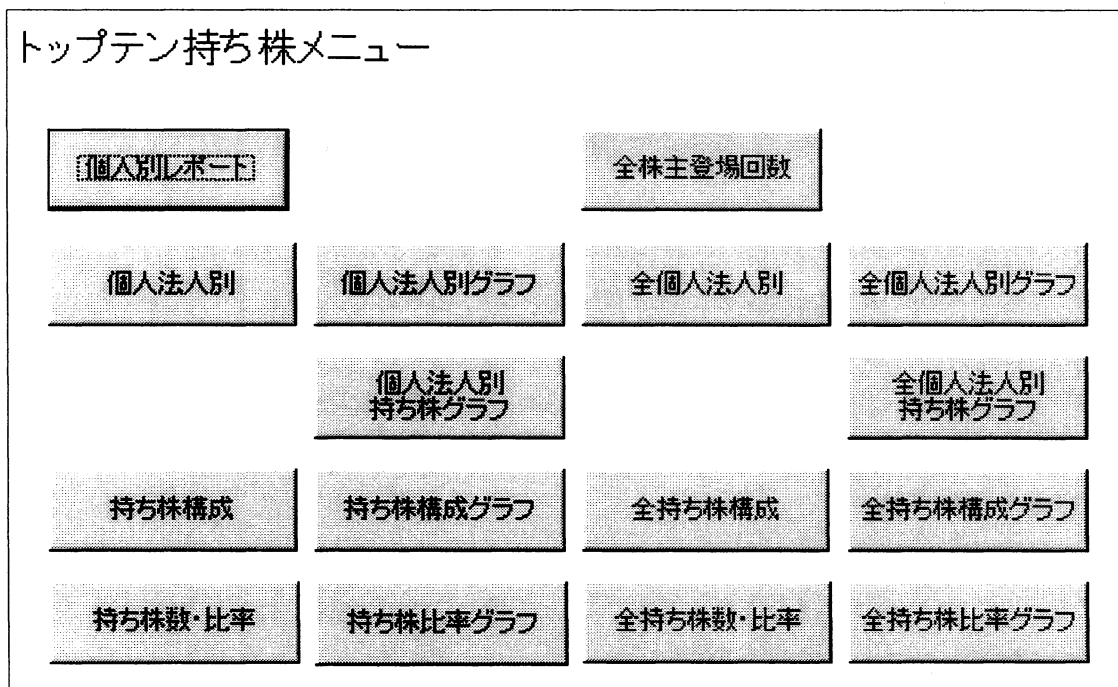


図9 「1人当たり持株関連アウトプット」

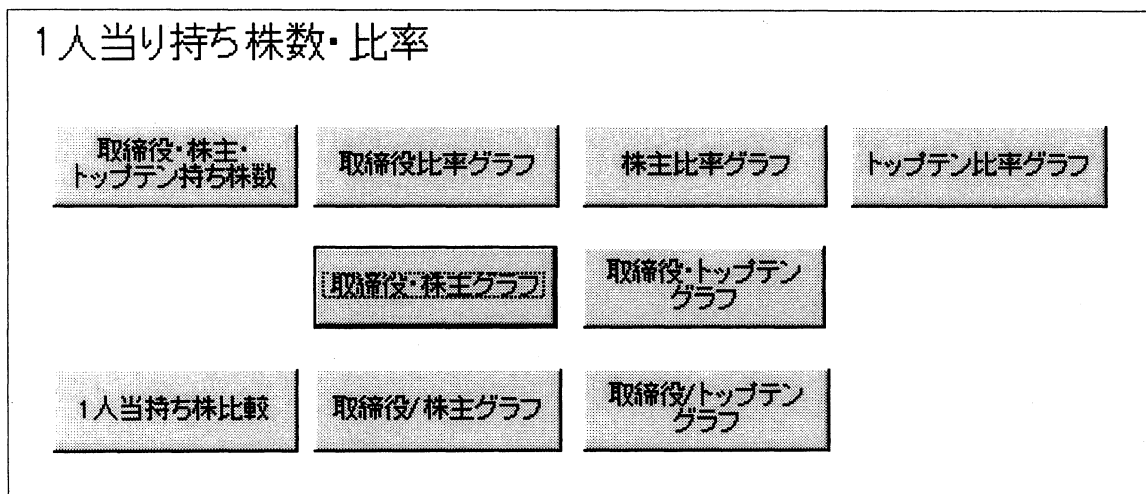


図10 「トップ・マネジメント関連アウトプット」

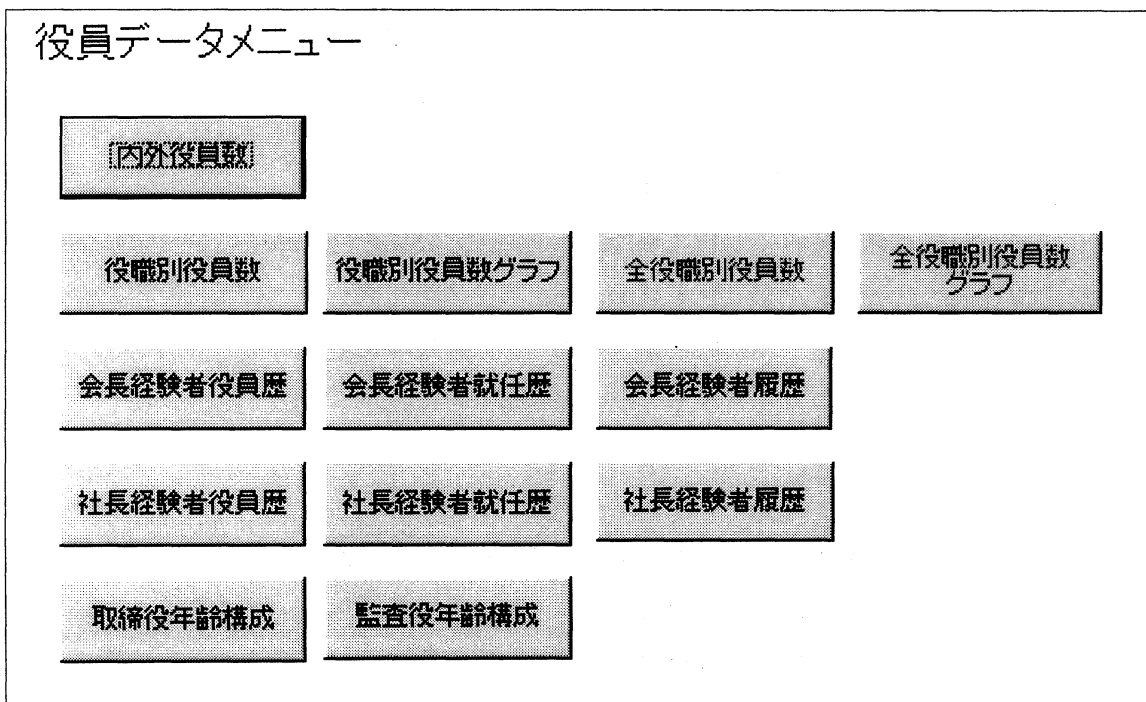
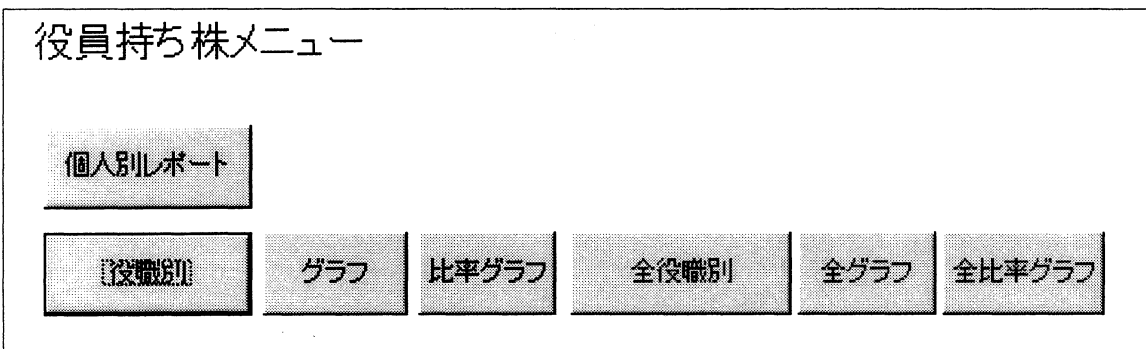


図11 「トップ・マネジメント持株アウトプット」



おわりに

以上、われわれが今回、「[所有・支配・経営]からみた日本企業の百年—綿糸紡績企業を事例とした経営史的研究—」と題して取り組んできた調査研究の目的とその方法の概要について、論じてきた。こういったテーマに思い至ったのには、2つの理由が存在する。第1は、現在、「日本型経営システム」が歴史的転換期に直面していることであり、第2は、経営学あるいは経営史学において重要な研究課題であった「所有と支配の分離」や「経営者企業」の成立をめぐる議論が、ガバナンス問題のたかまりと共に、今や一層その重要性を増していることである。

このような日本企業をとりまく現状と研究史とに鑑み、われわれは、「企業の所有・支配・経営」というテーマから考えられるいくつかの論点のうち、次の2点がとりわけ重要であると考えた。

- (a) 「株式所有構造」の分析、なかんずく法人株主が安定株主として存在していること。
- (b) 「トップ・マネジメント組織」の構成は、内部昇進の専門経営者が圧倒的多数を占めていること。

そして、「日本型経営システム」の基本的特徴であるこれら2点について、具体的に分析を進めていくために、以下のような調査研究の目的と方法を設定した。

- (1) 設立当初から株式会社形態をとり、既に百年を越える歴史を有する紡績会社を対象にして、「株式所有構造」と「トップ・マネジメント組織」のデータベースを作成すること。
- (2) 上記データベースを用いて、個別企業の歴史実証的研究を進めること。

われわれは、今後、既述のようないくつかの課題について、個別研究を積み重ねていくことになるが、その他、今回の調査でできなかったデータベースの充実に関し付言して、本稿を終わることとしたい。

1つは、戦前期非財閥系企業における安定株主の存在について論じるには、役員と大株主の定性分析を行うことが必要であり、そのために個人情報欠落を補うことである。次に、戦間期に定着した株式所有の法人化の議論を深めるために、全株主を持株数別かつ主体別に分類することである。第3は、今回作成したデータベースと過去に作成した「生産、輸出、国内販売そして財務」を中心としたデータベースとの統合を図ることである。このことによって、紡績会社の一層包括的な分析が可能になるものと思われる。